

J R サービック労「申」第3号
2024年3月1日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿

J R サービック労働組合
執行委員長 柳楽



労働協約の締結における回答に対する申し入れ

2023年8月18日、J R サービック労働組合を結成し、同日、「発」第2号で『労働協約』の締結を求めた。しかし、団体交渉を開催しないことから、9月14日に「発」第4号により9月中に団体交渉を開催することを求め、9月20日まで回答することを求めた。しかし、これにも応じないことから、9月21日に「発」第5号により、9月30日までに団体交渉を開催するよう求め、その日程を具体的に設定し、9月25日までに書面で回答することを求めた。しかし、この申し入れについても回答がないことから、大阪府労働委員会へあっせん申請を行ってきた。このあっせんにより2回の団体交渉を行い議論を行ってきたものの、2月19日に開催した団体交渉において、「労使関係の基本である信頼関係がない」、「組合の詳細が判然としない」、「(労働協約の) 内容に関して主体的な考えが見えない」等の理由で「労働協約を締結する必要性はない」との回答を行った。組合は、席上この回答に対して、会社の中に複数の労働組合がある場合に、一方の組合だけに労働協約を締結する行為は、組合差別であり不当労働行為に当たるとして、締結に向けて再考するように求めた。したがって、下記の通り申し入れる。

記

1. 労働協約を締結するための団体交渉を開催すること。
2. 団体交渉の開催は、2024年3月14日（木）までとすること。

以上